第三十六条中「第二十条第一号（警報装置に係るものを除く。）及び第二号から第四号まで並びに第四十条第二号に掲げる性能の技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の五号を加える。

一　非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置の作動検査

二　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三　主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四　廃棄物埋設施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物埋設施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

五　廃棄物埋設施設における火災を防止する能力その他の性能の確認検査

第三十七条の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第一号に規定する特定廃棄物埋設施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十一条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、「連署」の下に「（新設分割の場合にあっては、署名）」を加え、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により第一種廃棄物埋設の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により第一種廃棄物埋設の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「合併後」の下に「又は分割後」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第四十一条第二項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により第一種廃棄物埋設の事業の全部を承継する法人」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五　前号に規定する法人が法第五十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第四十一条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第四十二条中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第五十七条第一項第一号中「第四十条に」を「法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で」に「ついて」を「ついての」に改める。

第六十二条第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号ロ中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十七号イ中「施設等」を「施設その他」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に改める。

第六十三条第四項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第六十五条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第六十六条第三項中「副本」を「写し」に改める。

第六十七条第二項中「副本二通」を「写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第六十九条第二項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第九十一条第二項中「副本」を「写し」に改める。

第九十二条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

様式第三裏面中「第37条第６項」の下に「、第43条の３の24第６項」を加える。

様式第四裏面中「第43条の２第２項」の下に「、第43条の３の27第２項」を加える。

様式第五表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第７項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第７項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあっては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合において当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあっては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあっては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、同条第５項、第６項及び第９項に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第７項に規定する国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の４第１項、第28条の２第１項、第28条の３の13第１項、第43条の10第１項、第46条の２第１項、第51条の９第１項若しくは第55条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　原子力規制委員会は、第16条の４第１項の規定による立入検査のほか、第16条の２第１項、第22条第５項、第27条第１項、第28条の３第１項、第28条の２第１項、第29条第１項、第37条第５項、第43条の３の９第１項、第43条の３の10第１項、第43条の３の11第１項、第43条の３の12第１項、第43条の３の13第１項、第43条の３の15第１項、第43条の３の16第１項、第43条の３の24第５項、第43条の３の31第１項、第43条の８第１項、第43条の９第１項、第43条の10第１項、第43条の11第１項、第43条の20第５項、第43条の26の３第１項、第45条第１項、第46条第１項、第46条の２第１項、第46条の３第１項、第50条第５項、第51条の７第１項、第51条の８第１項、第51条の９第１項、第51条の10第１項及び第51条の18第５項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

４　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第62条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

５　（略）

６　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。